平成２２年（再イ）第８８号
広島県廿日市市宮島口東２丁目10番９号
再生債務者　奥本圭三こと　尹　　道圭
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年６月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月10日
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（再イ）第５７号
札幌市南区真駒内緑町１丁目２番３―306号
再生債務者　佐藤　　洋
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年６月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月10日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（再イ）第６７号
北海道千歳市日の出４丁目５番23号
再生債務者　濱田　健二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年６月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月10日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（再イ）第７３号
北海道旭川市忠和２条５丁目５番17号
再生債務者　阿部　義則
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年６月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月10日　　旭川地方裁判所民事部

平成２３年（再イ）第１８号
仙台市宮城野区五輪１丁目10番３号　シャーメゾンＭＧ203
再生債務者　阿部　真樹（旧姓角田）
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年６月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月10日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２２年（再イ）第１７７９号
東京都府中市住吉町５―21―116―505
再生債務者　高橋　善乃
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　本件再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月９日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再イ）第４８号
富山市藤木新町19番地４
再生債務者　本田耕一郎
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年６月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月10日　　富山地方裁判所

平成２３年（再イ）第２号
福井県坂井市丸岡町南横地第13号20番地９
再生債務者　山本　陽基
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年６月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月10日　　福井地方裁判所

平成２３年（再イ）第２号
長野県上田市岩下57番地７
再生債務者　田中　昇一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年６月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月10日　長野地方裁判所上田支部

平成２３年（再イ）第３号
長野県諏訪市大字豊田1040番地２　ハピネス牛山310号
再生債務者　鈴木　孝二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年６月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月10日　長野地方裁判所諏訪支部

平成２３年（再イ）第５号
長野県岡谷市川岸中１丁目３番７号
再生債務者　中村　誠一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年６月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月10日　長野地方裁判所諏訪支部

平成２３年（再イ）第７号
愛知県稲沢市松下１丁目18番９号　フォーブル松下102
再生債務者　村松　雄一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年６月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月10日
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（再イ）第８号
愛知県稲沢市祖父江町大牧北沼133番地
再生債務者　大橋　正樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年６月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月10日
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（再イ）第１号
奈良市秋篠町575番地の12
再生債務者　大浦　　清
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年６月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月10日　　奈良地方裁判所

特定計量器型式承認

○独立行政法人産業技術総合研究所公告第17号
計量法（平成４年法律第51号）第76条第１項の規定に基づき、平成23年６月９日付けをもって次のように特定計量器の型式を承認したので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。
平成23年６月23日
独立行政法人産業技術総合研究所
理事長　野間口　有
1、承認番号　第D1128号
2、名称　株式会社ダイトク
3、住所　大阪府大阪市大正区小林東１丁目２番40号
4、特定計量器の種類　非自動はかり

型式部材等製造者の認証に関する公示

一般財団法人日本建築センター公示第製84号
建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の11第１項の規定により型式部材等製造者の認証を行ったので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の５の７第１項の規定に基づき、認証を受けた型式部材等の種類、認証年月日、認証を受けた者の氏名又は名称及び認証番号を次のとおり公示する。
平成23年６月23日
一般財団法人日本建築センター
理事長　立石　　眞
建築基準法施行令第136条の２の11第１号に掲げる建築物の部分（認証年月日：平成23年２月28日）
積水化学工業株式会社
製010101Aaca0032124、製010101Aaca0032134
製010101Aaca0032145、製010101Aaca0032152
製010101Aaca0032155、製010101Aaca0032158
製010101Aaca0032162、製010101Aaca0032165
製010101Aaca0032411、製010101Aaca0032412
製010101Aaca0032413、製010101Aaca0032421
製010101Aaca0032422、製010101Aaca0032431
製010101Aaca0032442、製010101Aacb0032012
製010101Aacb0032013、製010101Aacb0032031
製010101Aacb0032042、製010101Abba0010422
製010101Abba0012145、製010101Abba0012625
製010101Abba0012923、製010101Abba0013021
製010101Abca0010568、製010101Abca0010672
製010101Abca0012036、製010101Abca0012056
製010101Abca0012145、製010101Abca0012246